

## 新たな救済制度創設をめざして —破綻する国の主張—

弁護士 西村 隆雄

### ◆国の主張◆

今年の公害総行動で、大気汚染被害者の新たな救済制度創設を求める私たちの要求に対して、環境大臣、環境省環境保健部長等の答弁は、判で押したように、①大気汚染は改善傾向にある、②SORAプロジェクト、サーベイランス調査などの国の調査でも因果関係は明らかになっていない。よって現時点で制度創設とはならないというものでした。

### ◆SORAプロジェクト◆

2011年に公表された同調査では、その中で最も優れた学童コホート調査において、自動車排ガスの主成分であるEC（元素炭素）およびNOx（窒素酸化物）とぜん息発症の間に、ともに有意な関連性が認められたことは、国も認めることです。

これに対し国は、同調査については、関連性が見出されたのは学童調査のみで、同時に実施された他の成人調査、幼児調査では関連性が見出されなかったため、大気汚染と健康影響の因果関係を導くことはできないと主張します。

しかしそのうち、成人調査でも、大気汚染の影響を見出しやすい非喫煙者に限定した解析では、大気汚染とぜん息発症率との関連性が見出されており、これと学童調査の結果をあわせてみれば、自動車排ガスによる大気汚染とぜん息の因果関係は明らかです。

### ◆サーベイランス調査◆

この調査は、1988年の公健法の新規認定打切りの際、健康影響は「白」（ないことが明らか）ではなく「灰色」（あるかないか分からない）であるから今後も継続的に観察していくことが必要として、環境省が1996年度から毎年実施してきたものです。

これについても国は、2007年度以降、3歳児、6歳児調査で、大気汚染（SPM）とぜん息の有意な関連性が認められる結果が得られたことが何度かあったが、常に正の関連性が認められるような一定の傾向として捉えられる状況にないとして、否定材料として使ってきました。

しかし同調査では、1996年度以降の3歳児調査、2004年度以降の6歳児調査のデータを毎年、一括して統合して解析しています。この解析は、単年度の解析と較べて、データ数が増えるので、単年度では見出せない関連性が見出しやすくなります（検出力が向上します）。

その結果、3歳児については、2013年度について2014年度もSPMとの間に有意な関連性が見出され、とりわけ6歳児については、この統合解析がスタートした2008年度以降2014年度（最新）まで、毎年SPMと有意な正の関連性が見出されており、しかも、オッズ比（危険度）が1.04か1.05で定量的な関連性が認められているのです。

| 統合解析結果 |            |            |
|--------|------------|------------|
|        | 3歳児        | 6歳児        |
| 2014年度 | SPMで有意1.02 | SPMで有意1.04 |
| 2013年度 | SPMで有意1.02 | SPMで有意1.04 |
| 2012年度 | —          | SPMで有意1.04 |
| 2011年度 | —          | SPMで有意1.04 |
| 2010年度 | —          | SPMで有意1.05 |
| 2009年度 | —          | SPMで有意1.05 |
| 2008年度 | —          | SPMで有意1.04 |

### ◆大気汚染改善論◆

PM2.5で都内の沿道のみならず一般測定局も含めて、大半の測定局で環境基準をオーバーするなど、決して大気汚染が改善したなどといえる状況にないことは明らかです。

加えて、SPM、NO2などが相対的に一時期より低下したことがあるとしても、新たな制度で救済を求めているのは、近年発病した患者ではなく、10年、20年以上前に発病して長年被害に苦しんできた患者がその多くを求めており、この点でも国の主張の不当性は明らかです。

東京都での救済制度発足当時行われたアンケート調査でも、制度の対象となった患者の平均診断時期は年齢層を問わず1988～1990年という結果が出ており、これを裏づけています。

### ◆今後のたたかい◆

以上のとおり、国の主張は破綻しています。

今回の全国患者会の大会をふまえ、新制度を求めるリーフレット、請願署名をたずさえて、大きく運動に打って出るチャンスが到来しています。

頑張りましょう。

### ◇◇「公害健康被害の補償に関する法律」◇◇

\*大気汚染公害で呼吸器関連被害を受けている患者の救済を定め、「医療費・療養費・生活費補てん等」を支給している。

\*この補償制度は1973年に制定。直後から経団連等産業界は公健法廃止に動き始める。

公害被害者たちは連帯して、1976年から公害被害者総行動に取り組み、公健法を守る運動を展開してきた。

1988年に「指定地域解除・新規認定打切り」が強行される。

1996年に東京大気汚染公害裁判を提訴。その勝利和解によって2007年8月に東京都医療費全額助成制度が実施され、都条例認定患者は9万人を超える。

2015年3月に都条例が改悪され、「新規認定打切り」。2018年4月から自己負担導入。